平成２２年（フ）第２８４号
福岡県筑紫郡那珂川町松木３丁目112番地
債務者　井手　勝秀
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４３号
福岡市中央区今泉２丁目１番28―506号
債務者　中島　秀毅
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３６５号
福岡市博多区諸岡５丁目１番15号
債務者　牛島　　茂
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３６６号
福岡市博多区諸岡５丁目１番15号
債務者　牛島　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３９３号
福岡県筑紫郡那珂川町観晴が丘12番７号
債務者　林田　一郎
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５０８号
福岡市早良区原４丁目16番27号
債務者　暁山　和典
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５４８号
福岡市博多区竹下４丁目２番15―203号
債務者　春日野達也
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５７９号
福岡県古賀市小竹232番地３
債務者　福崎　　守
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５９７号
福岡市西区田尻１丁目２番56―710号
債務者　尼崎　京子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６３３号
福岡市西区上山門１丁目５番15号
債務者　石井　勝一
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６５３号
福岡市南区筑紫丘２丁目５番10―603号
債務者　中川　亜希
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６５６号
福岡市早良区重留３丁目９番６号
債務者　弦巻　勝則
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６５７号
福岡市早良区重留３丁目９番６号
債務者　弦巻　千秋
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６８１号
福岡市東区城浜団地３番302号
債務者　井上さとみ
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６８２号
福岡市城南区荒江団地45番501号
債務者　青木　久美
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６８８号
福岡市東区箱崎３丁目８番７号
債務者　配藤　真吾
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６９２号
福岡市城南区樋井川７丁目２番17―１号
債務者　原田　由貴
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６９８号
福岡県大野城市白木原１丁目２番15号　マウントビル201号
債務者　高岡　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７２２号
福岡市中央区福浜１丁目１番９―909号
債務者　大坪　庸三
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部